

## チャリティボックス設置要領

日本赤十字社兵庫県支部が貸し出すチャリティボックス（以下「募金箱」といいます。）については、募金の目的をはじめチャリティボックス設置要領（以下「本要領」といいます。）を遵守のうえ、適正に取り扱っていただくことを原則とします。

### 1 募金箱貸し出しの目的

災害時の救護活動や被災者支援活動、災害への備え、さらには地域の安全安心や社会のニーズに沿った活動などの日本赤十字社の活動資金（赤い羽根共同募金やユニセフ募金ではありません。）を募集するため、赤十字標章、日本赤十字社名等が表示された募金箱を申請に基づき貸し出すこととしています。

### 2 募金箱の貸し出し申請

原則として募金箱の設置期間、管理責任者等を定めた「預かり証」を日本赤十字社兵庫県支部にご提出いただきます。管理責任者は貸し出した募金箱の管理について、すべての責を負うこととなります。ただし管理責任者が変更となる場合も同様とします。

### 3 募金箱の設置期間

原則として設置開始の日から1年間とします。ただしいずれか一方から設置解除の申し出がない限り、設置期間は設置期間満了の日から同一条件をもってさらに1年間延長できるものとし、以降も同様とします。

### 4 募金の送金

設置期間の開始日から満了日までに年1回以上募金を回収し、送金いただきます。

### 5 募金箱の取り扱い

募金箱は、管理責任者の責のもと基本的には申請いただいた場所で使用していただきます。くれぐれも紛失、破損、盗難等にはご注意ください。

万一、紛失や破損、盗難等があった場合には、速やかにご連絡願います。

### 6 使用範囲

募金箱は本要領に定めた目的、用途以外での貸し出しは原則として認めていません。また貸し出した募金箱以外に、赤十字標章等を無断で使用した募金箱を作成し寄附金を募ることも認めていません（赤十字標章は「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号）」等よりその使用に制限が設けられています。）。ただし個人が所有、または個人が作成した募金箱に「この募金は、災害救護や被災者支援活動……のため日本赤十字社に寄附します。」というようなコメント（赤十字標章等の表示は除く。）を表示し、個人の責において募金を募ること

を妨げるものではありません。

#### 7 募金箱の返却

設置期間が満了した場合や募金活動を終了する場合は、速やかに連絡のうえ、募金の送金とともに募金箱をご返却願います。

#### 8 貸し出し中止

次の各号に該当する場合は、募金箱の貸し出し、及び貸し出した募金箱の継続使用は原則として認めていませんので、速やかに使用を中止し募金箱を返却していただきます。

- (1) 募金箱を設置する企業や団体等のPRや募金を営利目的にしている意図が感じられるとき
- (2) 管理責任者、設置場所など具体的な計画が示されないとき
- (3) 募金箱を貸し出した日から1年間にわたって募金の協力実績がなく、今後も同様の状態と認められるとき
- (4) その他不適切な取り扱いが認められるとき

#### 9 募金の送金

募金は次の指定口座にお振込みください。振込用紙が必要な場合は振興課までご請求ください。専用の振込用紙を使用し、郵便局・ゆうちょ銀行または三井住友銀行の窓口でお振込みいただいた場合、「振込手数料」は無料（免除）となります。

- (1) 郵便局・ゆうちょ銀行
  - ア 口座記号番号 01110-0-1136
  - イ 口座名義 日本赤十字社兵庫県支部
- (2) 三井住友銀行
  - ア 口座番号 神戸営業部（普通）8527478
  - イ 口座名義 日本赤十字社兵庫県支部



〒651-0073  
兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番5号

TEL 078-241-8921（振興課）  
FAX 078-241-6990  
E-mail shinko-ka8921@hyogo.jrc.or.jp